

長寿医療(後期高齢者医療)制度

保険料は、みなさんの医療費の大切な財源です。

長寿医療(後期高齢者医療)保険の財源内訳

国・県・市の公費 50%	75歳未満の人が加入する医療 保険からの支援金 40%
-----------------	-----------------------------------

長寿医療(後期高齢者医療)保険は、75歳以上の人全員が加入する医療保険です。保険の財源は、国、都道府県、市町村の公費負担が50%、国民健康保険や社会保険など、75歳未満の人が加入している医療保険からの支援金が40%で、75歳以上の人(被保険者)が保険料として負担するのは、全体の10%となります。

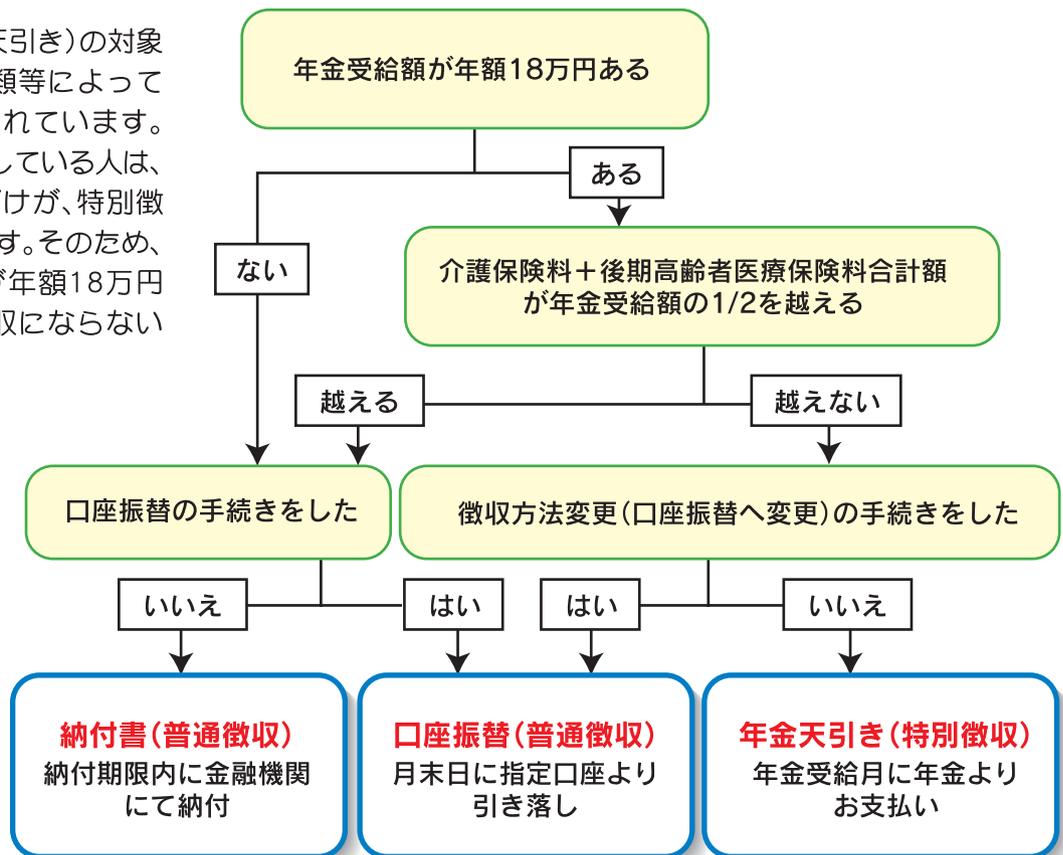
保険料の額(率)は、県単位に設置されている、「後期高齢者医療広域連合」が、県内の医療費を基に決定します。

75歳以上の人
(被保険者)の保険料
10%

後期高齢者医療保険料…あなたは、どの様に納めていますか？

特別徴収(年金天引き)の対象となる年金は、種類等によって優先順位が定められています。複数の年金を受給している人は、最も上位の年金だけが、特別徴収の対象となります。そのため、年金受給の総額が年額18万円以上でも、特別徴収にならない場合があります。

金融機関で口座振替の手続きをしても、保険料が年金から引かれている人は、市の窓口で「徴収方法変更」の手続きを済ませていない可能性があります。



保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割」の合計額になります。被保険者のみなさんには、毎年7月に「保険料額決定通知書兼納入通知書」を送付します。この通知書には、保険料額や何月にいくらどの様に納付するのかを記載していますので、お手元に届きましたら確認してください。

また、特別徴収で4月から8月まで徴収(仮徴収)させていただく人には、4月に「仮徴収額通知書」を送付します。なお、年度途中に転入、75歳到達等で資格を取得した人や、転出、死亡等で資格を喪失した人には、翌月に「保険料額決定(変更)通知書」を送付します。

口座振替…手続きはお済みですか？

後期高齢者医療保険料は特別徴収(年金天引き)が基本です。ただし、年金天引きの人で、次に該当する場合のみ、お申し出により口座振替へ変更ができるよう、平成20年6月に制度改正されました。

- ①国民健康保険税を、確実に納付していた人(本人)が、ご本人の口座から振り替える場合
- ②年金収入が180万円未満の人が、世帯主(本人を場合を除く)又は配偶者の口座から振り替える場合

*世帯主又は配偶者が、これまで国民健康保険税に滞納がある時は、変更できない場合があります。

さらに！年金天引きから口座振替への手続きが見直されました。

年金天引きから口座振替へ変更する際の、上記の条件がなくなり、誰でも、どの口座からでも口座振替できるようになります。特別徴収(年金天引き)の人で、口座振替でのお支払いを希望される人は、通帳とお届け印をご持参のうえ、国保年金課医療・年金係にてお手続きください。ただし、口座振替にしたものの引き落としができない等で滞納が続くと、特別徴収に変更させていただくことがあります。

なお、年金天引きが中止されるまでに2か月程かかりますので、手続きはお早めをお願いします。

保険料に関する今後の予定

被用者保険の被扶養者であった人の保険料負担軽減の延長

被用者保険の被扶養者であった人の保険料は、均等割額を平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は9割軽減としていますが、さらに平成22年3月まで1年間延長することとなりました。

年度途中で特別徴収(年金天引き)が中止になった人の平成21年度の保険料支払い方法

平成20年度の保険料について、軽減などのために、特別徴収が中止になった人の、平成21年度の保険料は、10月分の年金から特別徴収が再開されます。7月から9月までは、普通徴収(納付書や口座振替によるお支払い)となります。10月以降も、特別徴収ではなく、口座振替によるお支払いを希望する人は、手続きを事前をお願いします。なお、今年度すでに、申出により特別徴収から口座振替に切り替わった方は、平成21年10月以降も普通徴収となります。

健康診査…みなさんお済みですか？

福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に健康診査を実施しています。平成20年度の受診期限は3月31日までとなっています。受診対象となる人でまだ受診していない人は、お早めに受診をお願いします。

受診の際は、保険証と受診券が必要です。受診券を紛失した場合は再発行いたしますので、次の連絡先にお問い合わせください。

●連絡先 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター ☎092-651-3111

お願い

現在、被保険者の皆さんには、有効期限が平成22年7月31日の被保険者証を交付しています。また、住所、一部負担金の割合等、記載内容に変更が生じた場合は、新しく被保険者証を交付しています。その際、古い被保険者証は回収させていただいております。皆さんのお手元に古い被保険者証がありましたら、下記窓口までご返却ください。転出、死亡等で資格喪失された人も被保険者証のご返却をお願いします。

問い合わせ先 国保年金課医療・年金係 ☎72-2111 内線422